

公益財団法人埼玉県消防協会定款

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、埼玉県内において発行する埼玉新聞に掲載する方法による。